

# 鳥取市武道館

## 利用のご案内



〒680-0011 鳥取県鳥取市東町一丁目326番地

TEL FAX (0857) 26-8038

URL <https://tottori-shinkoukai.or.jp/budou/>



# 鳥取市武道館とは

武道の普及と発展、技術力向上と人間形成の修養場、健康づくりの増進を図る施設です。

各種武道の競技会・講習会、また体力の向上や健康促進、生活習慣の改善を目的とした武道以外のスポーツや文化活動、講演会など幅広くご利用いただけます。

## 1階 施設概要

### 補助道場



- ◆ 稽古用道場や大会の選手控室などにご利用できます。
- ◆ 定員 50人
- ◆ 面積 180㎡
- ◆ 設備等 黒板・ステージ有り

### 会議室



- ◆ 各種大会の役員控室・会議などにご利用いただけます。
- ◆ 定員 18人
- ◆ 面積 26㎡
- ◆ 設備等 長机6台・椅子16脚

## 2階 施設概要

### 柔剣道場



◆ 柔道場・剣道場両方に設定できます。また、空手道・なぎなた・合気道・少林寺拳法・太極拳等幅広くご利用いただけます。観覧席も有ります。

◆ 定員 500人

◆ 面積 840㎡

◆ 設備等 ホワイトボード

### 剣道場



### 柔道場



## ご利用の申し込み・ご利用方法

- 開館時間 午前8時30分から午後10時まで
- 休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

## ご利用の手順

### 1. 受付方法

- ・大会、講習会等は、年間行事予定表を提出していただき事業規模の大きいものから順に（全国大会、中国大会、県大会、市町村大会）決定し、同規模で重複した場合は協議して決定します。
- ・通常の利用については、年間利用が決定した後、申込順に受付を行います。



### 2. 空き状況の確認

- ・事前に、お電話もしくはご来館いただき希望日の空き状況を確認して、予約をしてください。（なお、予約時には、希望時間・競技種目・氏名・連絡先などを伺います。）



### 3. 利用申込書等の提出

- ・所定の書類を施設事務室に提出してください。
  - ①鳥取市武道館利用申込書（利用時間は、準備と後片付けに要する時間を含めて、申込みして下さい。）
  - ②鳥取市武道館利用料減免申請書（対象者のみ）
  - ③その他必要書類



### 4. 利用料の支払い

- ・申請と同時に施設利用料を納めてください。（現金又は口座振込）
- ・利用許可の時は、利用申込書控えをお渡しします。
- ・利用申込後の利用取り消しによる利用料の還付は、利用者の責に帰さない特別の理由がある場合以外は原則として出来ません。



### 5. 利用日

- ・ご利用の際は、施設事務室に利用申込書控えをご提示下さい。
- ・利用時には、準備・後片付けに要する時間も含まれます。
- ・許可時間外の施設利用はできません。入館・退館の際は、施設事務室にご連絡下さい。
- ・許可時間を超えて利用する場合は、施設管理者の許可を受けて利用して下さい。



### 6. 利用後

- ・利用された照明等は元に戻し、モップ掛けなどの掃除を行ってください。
- ・ゴミは全て持ち帰りをお願いします。



### 7. ご精算

- ・利用時間の延長をされた場合は、追加料金のお支払いをお願いします。（現金又は口座振込）

## 利用料金

区 分			利 用 料	照明代	合 計	
柔剣道場	専用利用	全 面	障がい者、要介護者の利用の場合	無料(照明代は別)	270円	270円
			小中学生・高齢者(65歳以上)の利用の場合	700円(照明代は別)		970円
			一般・高校生利用の場合	1,400円		1,670円
		半 面	障がい者、要介護者の利用の場合	無料(照明代は別)	130円	130円
			小中学生・高齢者(65歳以上)の利用の場合	350円(照明代は別)		480円
			一般・高校生利用の場合	700円		830円
		4 分 の 1 面	障がい者、要介護者の利用の場合	無料(照明代は別)	60円	60円
			小中学生・高齢者(65歳以上)の利用の場合	170円(照明代は別)		230円
			一般・高校生利用の場合	350円		410円
	個人利用	障がい者、要介護者の利用の場合		無料		
		小中学生・高齢者(65歳以上)の利用の場合	当日券 70円/回			
			定期券 800円/月			
回数券(11回分)700円						
一般・高校生利用の場合		当日券 150円/回				
		定期券 1,600円/月				
	回数券(11回分)1,500円					
補助道場	専用利用	障がい者、要介護者の利用の場合	無料			
		小中学生・高齢者(65歳以上)の利用の場合	1時間につき	210円		
		一般・高校生利用の場合		420円		
	個人利用	柔剣道場と同じ				
会議室	午前9時～午後10時		1時間につき	150円		

### 備 考

- 貸切の場合 1時間未満は、1時間とします。(片付け・着替え等の時間を含む)
- 柔剣道場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合は270円、半面利用の場合は130円、4分の1面利用の場合は60円で計算して得た額とする。
- 「高齢者」とは、65歳以上の方となります。
- 「障がい者等」とは、次の各号のいずれかに該当する方となります。
  - 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添い人
  - 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付き添い人
- 土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)に鳥取市に居住する小学生又は中学生が個人で柔剣道場又は補助道場を利用する場合は、無料となります。

## 減 免 制 度

利用料金の減免制度があります。減免を希望される方は、利用申込書と同時に「鳥取市武道館利用料減免申請書」を提出してください。詳しくは、施設へお尋ねください。

対象者・利用目的	減免対象	減免率
鳥取市内の保育園、幼稚園が学校教育活動で利用するとき	施設利用料 照明設備利用料	100%
各武道協会主催の小学生、中学生を対象としたとした教室。 特に鳥取市教育委員会が必要と認めたととき	施設利用料 照明設備利用料	100%
鳥取市小学校体育連盟が主催の大会で利用するとき	施設利用料 照明設備利用料	100%
鳥取県小学校体育連盟主催の大会で利用するとき	施設利用料 照明設備利用料	100%
鳥取市内の中学生が部活動で利用するとき	施設利用料 照明設備利用料	100%
鳥取県東部地区及び鳥取市中学校体育連盟主催の大会で利用するとき（東部大会）	施設利用料 照明設備利用料	100%
鳥取県中学校体育連盟主催の大会で利用するとき （県レベルの大会）	施設利用料 照明設備利用料	100%
鳥取県高等学校体育連盟が主催の大会で利用するとき （東部、県レベルの大会）	施設利用料 照明設備利用料	100%

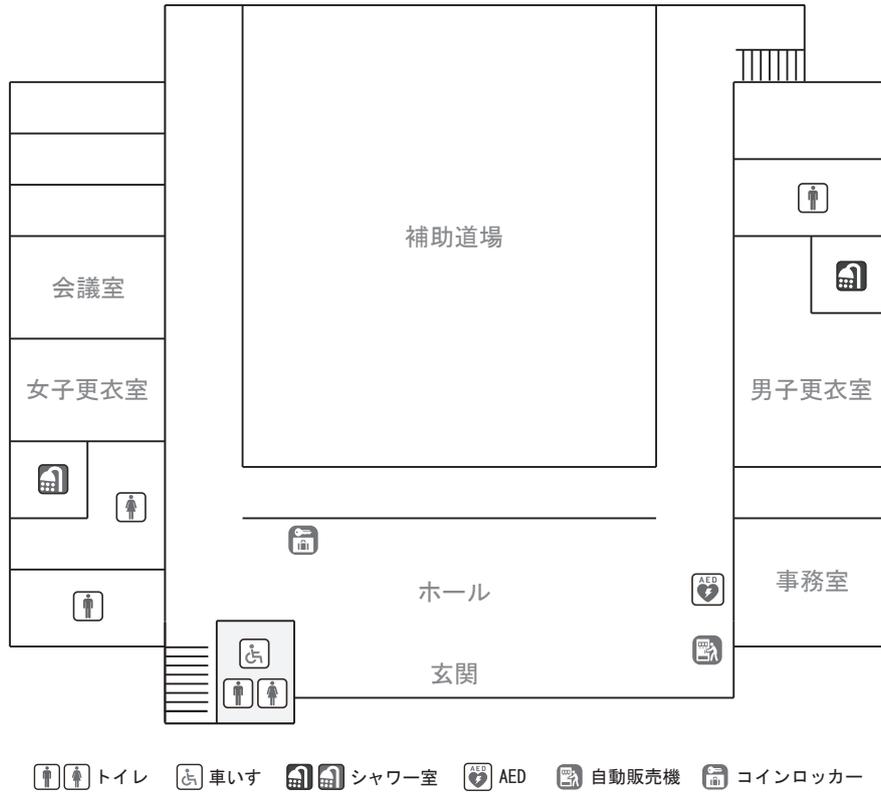
## 注 意 事 項

利用者は次のことについて、責任者を設置し、利用者及び利用関係者の管理に責任をもつと共に必要な指示をして下さい。

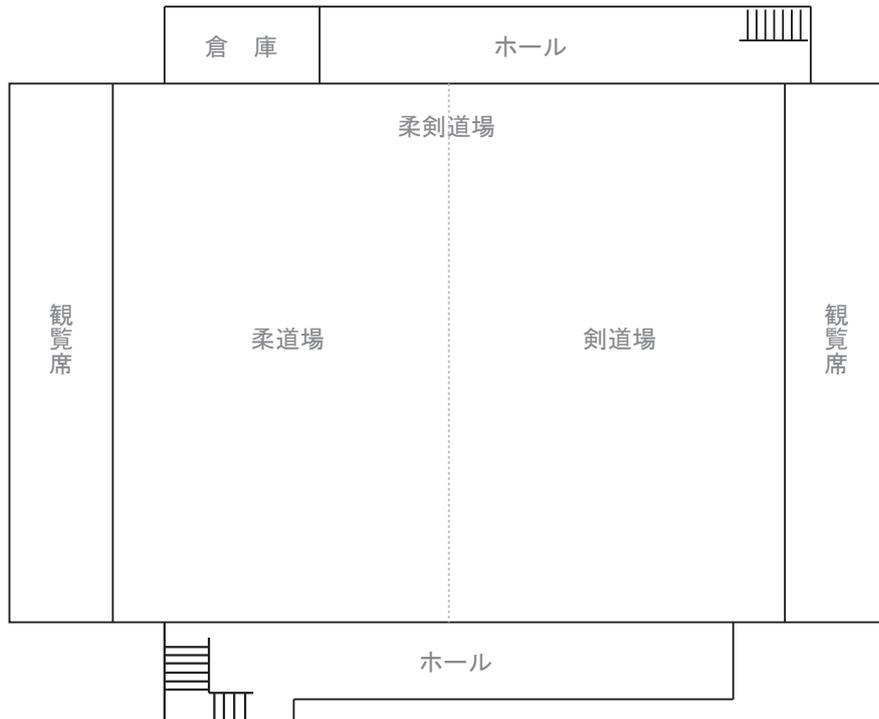
1. 定員以上は入館させないこと。
2. 利用者等の行動について特に留意し、事故のないよう細心の注意を払うこと。
3. 物品の販売及び寄付行為をしないこと。
4. 所定の場所以外で飲食をしないこと。（酒類の持ち込み、飲酒は禁止しています）
5. 敷地内で喫煙しないこと。特に火気には注意のこと。火気を用いる場合は、消防署への届け出を必要とします。
6. 許可なく館内に貼り紙、押しピン、釘打ちをしないこと。又、館外の看板、貼り紙、吊幕等についても施設の指示に従うこと。
7. 館内外を不潔にしないこと。
8. 騒音、大声、暴力等他人に迷惑をかけないこと。
9. 他人に危害、迷惑をかける恐れのある物品又は動物を携行しないこと。
10. 許可を受けた場所以外に出入りしたり、許可を受けない器具を利用しないこと。
11. 許可なく付属設備、備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
12. 消火設備に手をふれたり、非常口、消火設備のまわりに物をおかないこと。
13. 施設敷地内では、利用者以外のものが利用者に関係ない事項（署名、印刷物の配布等）を行わせないこと。

# 鳥取市武道館平面図

## 1 階



## 2 階



## アクセス



### 徒歩

JR鳥取駅から若桜街道を鳥取県庁方面へ約30分

### バス

鳥取バスターミナル(JR鳥取駅前)から100円循環バス“くる梨”緑コース「市立武道館」下車

### 車

JR鳥取駅から若桜街道を鳥取県庁方面へ8分

#### 【駐車場】

武道館専用駐車場：約12台

### 飛行機

鳥取空港からタクシーで約20分